

令和5年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業 実施計画一覧

区分	実施計画	事業名	担当課	事業の概要	総事業費(千円)	事業始期	事業終期	成果目標
低所得世帯支援枠	1	低所得世帯物価高騰重点支援事業【住民税非課税世帯給付金】 【物価高騰対策給付金】	福祉課	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯 3500世帯×70千円 事務費 5768千円 事務費の内容 【需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 人件費として支出] ④R5年度分の住民税非課税世帯 (3500世帯)	250,768	R6.2	R6.3	対象世帯に対して令和6年2月までに支給を開始する
	2	物価高騰重点支援給付金(住民税均等割世帯)事業【物価高騰対策給付金】	福祉課	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 R5年度分の住民税均等割のみ課税世帯 600世帯×100千円 事務費 1,500千円 事務費の内容 【需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 人件費として支出] ④R5年度分の住民税均等割のみ課税世帯 (600世帯)	61,500	R6.3	R6.3	対象世帯に対して令和6年3月までに支給を開始する
	3	物価高騰重点支援給付金(子ども加算)事業【物価高騰対策給付金】	福祉課	①物価高が続く中で低所得世帯の子育て世帯への支援を行うことで、低所得の子育て世帯の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯の子育て世帯 180世帯 18歳以下の児童300人×50千円 事務費 450千円 事務費の内容 【需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等)として支出] ④R5年度分の住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯の子育て世帯 (180世帯)	15,450	R6.3	R6.3	対象世帯に対して令和6年3月までに支給を開始する
推奨メニュー枠	7	低所得世帯物価高騰重点支援事業【住民税非課税世帯(家計急変世帯分)給付金】 【物価高騰対策給付金】	福祉課	①物価高騰が続く中で低所得世帯への支援を行なうことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯(家計急変世帯)への給付金 ③給付金額 R5年度分の家計急変世帯 50世帯×70千円 ④家計急変世帯 ※給付に係る事務費は事業No.9に計上	3,500	R6.2	R6.3	対象世帯に対して令和6年2月までに支給を開始する
	9	低所得世帯物価高騰重点支援事業【住民税非課税世帯(家計急変世帯分)給付金】事務費分	福祉課	①物価高騰が続く中で低所得世帯への支援を行なうことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯(家計急変世帯)への給付金に係る事務費 ③事務費 40千円 事務費の内容 【需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 人件費として支出] (一般財源 20千円充当) ④家計急変世帯 ※事業No.7に係る事務費	40	R6.2	R6.3	対象世帯に対して令和6年2月までに支給を開始する
	10	自治会活動支援事業	政策企画課	①エネルギー価格の高騰は各世帯で影響を受け、自治会においても防犯灯や集会所の電気料の高騰により自治会運営に影響を与えている。よって、自治会の負担増を各世帯に転嫁することなく、自治会運営が安定的・継続的に進められる環境を整え自治会活動の活性化を促すと共に、自治会が行う各世帯への支援を応援するため、各自治会に支援金を給付する。 ②自治会活動振興奨励金 41,740千円(一般財源 3,520千円充当) ③1行政区あたり 均等割10,000円+世帯数×5,000円 ※205自治会(294行政区) 7,760世帯(令和5年4月1日現在) ④自治会	41,740	R5.12	R6.1	205自治会(294行政区)に行政区割として一律10千円、世帯割5千円/世帯(7,760世帯)を交付し、自治会活動の活性化を図ると共に各世帯の負担軽減を図る。
	11	水道事業特別会計繰出金(水道使用料金減免事業)	水道課	①エネルギー・食料品価格等の高騰に直面している町民・事業所の支援 ②水道事業特別会計に繰出し、水道使用料金のうち基本料金減免分及び減免に係る事務作業等委託費に充てる。 ③水道料金の基本料金1期(2ヶ月)分:1期2,304円×9,400件=21,657,600円 料金算定に係る作業委託料:1式=555,500円 料金システム改修費用:1式=77,000円 合計:22,290,100円(一般財源 10,568,100円充当) ④町と水道の給水契約を結んでいる全ての水道使用者(官公庁を除く)	22,290	R5.12	R6.3	町民及び事業所への支援総額21,658千円
	12	下水道事業特別会計繰出金(エネルギー価格高騰対策)	下水道課	①国による電気・ガス価格激変緩和対策事業が9月に軽減措置半額となりその後10月使用料以降も継続となったが、依然としてエネルギー価格の高騰の影響を大きく受けている下水道事業会計へ繰り出し、公営企業会計の安定的な事業運営を図る。 ②繰出金 ③9月以降国の電気料高騰対策事業継続により半減される値引き額の差額相当分(低圧:7円→3.5円/kwh 高圧:3.5円→1.8円/kwh) 低圧:270,526kwh×3.5円=946,841円 高圧:474,643kwh×1.7円=806,893円 合計=1,753,734円⇒1,700,000円 ④下水道事業特別会計(企業会計)	1,700	R6.3	R6.3	エネルギー価格高騰の影響を抑制し、事業運営の安定化を図る。 下水道事業会計へ1,700千円繰出
	13	病院事業特別会計繰出金(エネルギー価格高騰対策)	病院事業局	①国による電気・ガス価格激変緩和対策事業が9月に軽減措置半額となりその後10月使用料以降も継続となったが、依然としてエネルギー価格の高騰の影響を大きく受けている病院事業会計へ繰り出し、公営企業会計の安定的な事業運営を図る。 ②繰出金 ③9月以降国の電気料高騰対策事業継続により半減される値引き額の差額相当分(低圧:7円→3.5円/kwh 高圧:3.5円→1.8円/kwh) 低圧:75,052kwh×3.5円=262,682円 高圧:3,132,003kwh×1.7円=5,324,405円 合計=5,587,087円⇒5,500,000円 ④病院事業特別会計(企業会計)	5,500	R6.3	R6.3	エネルギー価格高騰の影響を抑制し、事業運営の安定化を図る。 病院事業会計へ5,500千円繰出
					402,488			